



宮 崎 県 公 報

平成27年 9 月10日 (木曜日) 第 2725 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示

- 保安林の指定予定の通知 (15件) …………… (自然環境課) 1
- 道路の供用の開始…………… (道路保全課) 4
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 4

公 告

- 工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施…………… (消防保安課) 5
- 入会林野整備計画の適当の決定…………… (山村・林振興課) 5
- 大規模小売店舗の変更に関する届出…………… (商工政策課) 5

- 県営土地改良事業に係る換地処分…………… (農村整備課) 6
- 公共測量の実施の通知…………… (管理課) 6
- 公共測量の実施…………… (“) 6

選挙管理委員会告示

- 政党その他の政治団体の設立、異動及び解散の届出…………… 7
- 解散した政治団体の収支報告書の要旨…………… 8
- 資金管理団体の指定の届出…………… 8
- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 9
- 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 9

告 示

宮崎県告示第 538号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年 9 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市山田町山田字上椎屋6267-2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字上椎屋6267-2 (次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 539号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年 9 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市美川町 534-4
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
534-4 (次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 540号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年 9 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七折字黒仁田5150、5153-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字黒仁田5150・5153-1 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 541号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年 9 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字奈良津5229- 5、5230- 2
- 2 指定の目的 水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字奈良津5229- 5・5230- 2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 542号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年 9 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字上野字親父山平3751- 134、3751- 193、3751- 223
- 2 指定の目的 水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦

覧に供する。)

宮崎県告示第 543号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年 9 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字上米良字植田166- 1、166- 2
- 2 指定の目的 水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 544号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年 9 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷鬼神野字岩原1288- 1、1288- 3
- 2 指定の目的 水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 545号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年 9 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北川町長井字三足谷7441-

16

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字三足谷7441-16 (次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 546号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年 9月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字岩戸字長石 3434-1 (次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字長石3434-1 (次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 547号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年 9月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西都市大字銀鏡字登内 314-1

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字登内 314-1 (次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西都市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 548号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年 9月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北浦町古江字川内2846-3、2846-12、2847

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 549号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年 9月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字小川字古川 311-2、311-10

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 550号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年 9 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市美川町1909- 1、1963- 1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
1909- 1・1963- 1（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 551号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年 9 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字横野字亀谷 267- 7
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 552号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年 9 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字横野字大河内 4- 1、5- 1、5- 7、5- 9

- 2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 553号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成27年 9 月10日から平成27年 9 月24日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年 9 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
432	県道	元狩倉 日南線	日南市大字 吉野方字下 山本3706番 3 地先から 同市同大字 字長谷場13 77番 3 地先 まで	平成27年 9 月10日

宮崎県告示第 554号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第 57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成27年 9 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 浦尻第 2 地区

- (1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 8 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 8 号を市道浦城村中線官民地境界線に沿って結んだ線により囲まれた土地の区域
- (2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	延岡市浦城町 104番 1
2	” ” 441番
3	” ” 102番
4	” ” 100番
5	” ” 98番 5

6	延岡市浦城町 98番 1
7	” ” ”
8	” ” 114番

公 告

消防法（昭和23年法律第 186号）第17条の10の規定により、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

平成27年 9 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 講習の対象者

- (1) 消防設備士免状の交付を受けた日以後における最初の 4 月 1 日から 2 年以内の者
- (2) 前回の講習を受けた日以後における最初の 4 月 1 日から 5 年以内の者

2 講習実施区分

講習区分	講習の対象となる消防設備士の種類及び区分
消火設備	第 1 類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士、第 2 類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第 3 類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
警報設備	第 4 類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第 7 類の乙種消防設備士
避難設備 ・ 消火器	第 5 類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第 6 類の乙種消防設備士

3 講習の日時及び場所

講習区分	日	時	場 所
消火設備	平成27年10月20日（火）	9時30分から17時00分まで	延岡市社会教育センター 延岡市本小路39番 1 宮崎公立大学交流センター 宮崎市船塚 1 丁目58番地
	平成27年10月27日（火）	9時30分から17時00分まで	
警報設備	平成27年10月14日（水）	9時30分から17時00分まで	都城市高城生涯学習センター 都城市高城町穂満坊 105番地
	平成27年10月21日（水）	9時30分から17時00分まで	延岡市社会教育センター 延岡市本小路39番 1
	平成27年10月28日（水）	9時30分から17時00分まで	宮崎公立大学交流センター 宮崎市船塚 1 丁目58番地
	平成27年11月17日（火）		宮崎公立大学交流セ

	9時30分から17時00分まで	ンター 宮崎市船塚 1 丁目58番地
避難設備 ・ 消火器	平成27年10月22日（木） 9時30分から17時00分まで	延岡市社会教育センター 延岡市本小路39番 1
	平成27年10月29日（木） 9時30分から17時00分まで	宮崎公立大学交流センター 宮崎市船塚 1 丁目58番地

4 受講申込手続

- (1) 受講申請書の受付期間
平成27年 9 月14日（月）から平成27年10月 5 日（月）まで（郵送の場合は、10月 5 日（月）の消印のあるものまで有効とする。）
- (2) 受講申請書の提出先
宮崎市橘通東 2 丁目 7 番18号 宮崎県住宅供給公社内（〒 8 80-0805）
一般財団法人宮崎県消防設備協会
- 5 受講手数料
講習区分ごとに 7,000円（宮崎県収入証紙により納付すること。）
- 6 その他
詳細については、一般財団法人宮崎県消防設備協会（電話 09 85 (27) 7348）又は宮崎県危機管理局消防保安課（電話 0985 (26) 7627）に問い合わせること。

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第 126号）第 6 条第 1 項の規定により、次の入会林野整備組合の入会林野整備計画を適当と決定した。

なお、同法第 6 条第 4 項の規定により、当該入会林野整備計画書の写しを宮崎県環境森林部山村・木材振興課及び日之影町役場において、平成27年10月13日までの間公衆の縦覧に供する。

平成27年 9 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 名 称
縦木尾入会林野整備組合
- 2 事務所の所在地
日之影町大字分城 628番地
- 3 代表者の住所及び氏名
日之影町大字分城 628番地
廣島 博憲

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成27年 9 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

<p>カリノ宮崎 宮崎市橋通東四丁目 8 番 1 号</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社カリノ 代表取締役 馬場英治 熊本県熊本市中央区安政町 1 番 2 号</p> <p>3 変更した事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社アスト 代表取締役 馬場英治 熊本県熊本市安政町 1 番 2 号 (変更後) 株式会社カリノ 代表取締役 馬場英治 熊本県熊本市中央区安政町 1 番 2 号</p> <p>(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) ニューコ・ワン株式会社 代表取締役 村井眞一 熊本県熊本市御領五丁目 1 番 80 号 株式会社マルショク 代表取締役 菊池信博 大分県大分市東春日町13番11号 有限会社ミノリ 代表取締役 道休真二 宮崎市橋通西二丁目 5 番 28 号 有限会社一平 代表取締役 村岡浩司 宮崎市松山一丁目 8 番 8 号 有限会社ネイルガーデン 代表取締役 田尻ひろみ 熊本県熊本市中央区上通町 5-46 イーストンビル 2 F 山岡博志 宮崎市吉村町別府原甲1671番地13 エフ・マニース株式会社 代表取締役 関根一徳 神奈川県横浜市神奈川区神大寺一丁目22番10号 (変更後) ニューコ・ワン株式会社 代表取締役 村井眞一 熊本県熊本市東区平山町3006-2 株式会社ラディッシュ 代表取締役 佐藤龍三郎 宮崎市橋通東四丁目 8 番 1 号 有限会社ミノリ 代表取締役 道休真二 宮崎市橋通西二丁目 5 番 28 号 有限会社一平 代表取締役 村岡浩司 宮崎市松山一丁目 8 番 8 号 山岡博志 宮崎市吉村町別府原甲1671番地13 エフ・マニース株式会社 代表取締役 関根一徳 神奈川県横浜市神奈川区神大寺一丁目22番10号</p> <p>4 変更の年月日</p> <p>(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成27年 6 月 1 日</p> <p>(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成24年12月 5 日</p> <p>5 変更した理由</p> <p>(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 商号の変更及び住居表示の変更のため</p>	<p>(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 小売業者の入れ替えのため</p> <p>6 届出年月日 平成27年 8 月 27 日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成27年 9 月 10 日から平成28年 1 月 12 日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 平成27年 9 月 10 日から平成28年 1 月 12 日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、浮堀地区県営土地改良事業（都城市、県営経営体育成基盤整備事業）に係る換地処分をした。 平成27年 9 月 10 日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <hr/> <p>測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、九州防衛局長から次のとおり通知があった。 平成27年 9 月 10 日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 作業の種類 公共測量（3 級基準点測量外）</p> <p>2 作業地域 宮崎県児湯郡新富町</p> <p>3 作業期間 平成27年 8 月 19 日から平成27年10月13日まで</p> <hr/> <p>公共測量を次のとおり実施する。 平成27年 9 月 10 日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 作業の種類 公共測量（砂防基盤図作成）</p> <p>2 作業地域 宮崎市高岡町大字浦之名・紙屋 東諸県郡国富町大字嵐田・田尻・向高 東諸県郡綾町大字南俣・入野</p> <p>3 作業期間 平成27年 3 月 30 日から平成28年 3 月 25 日まで</p>
--	--

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第40号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項、第7条

1 設立届

○政党の支部

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党宮崎県鍼灸マッサージ支部	川越敦彦	佐藤暢一	宮崎市橋通西1丁目2番19号	○	平成27年1月28日

○その他の政治団体

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
三浦ばんしょう後援会	三浦万尚	三浦裕子	日南市酒谷甲851番地	平成27年1月5日
酒谷クラブ	三浦万尚	三浦裕子	日南市酒谷甲851番地	平成27年1月5日
梶本英一後援会	甲斐今朝夫	黒田幹生	延岡市鹿狩瀬町1523-1	平成27年1月6日
吉本やすし後援会	山本諄一	黒木繁	延岡市緑ヶ丘2丁目31-29	平成27年1月7日
中武良雄後援会	川野顕士	井上康文	児湯郡木城町大字高城3802	平成27年1月9日
小野拳後援会	小野守男	小野拳	延岡市北方町川水流卯963-5	平成27年1月13日
松本てつや後援会	工藤良長	染矢祥和	延岡市北川町長井5539	平成27年1月14日
半渡英俊後援会	神野源生	半渡栄子	児湯郡木城町大字椎木4078-1	平成27年1月14日
友石司と子供達に未来を託す会	友石司	黒木沙織	日向市春原町2丁目8番地2	平成27年1月14日
島田俊光後援会	吉田一徳	畑山典秀	串間市大字本城2621番地1	平成27年1月16日
木城を考える会	眞鍋博	眞鍋邦廣	児湯郡木城町大字椎木2987-1	平成27年1月19日
三原明美後援会	染川龍子	三原明美	児湯郡川南町大字川南13864	平成27年1月19日
山口としきと宮崎市を考える会	山口俊樹	山口いつ子	宮崎市吉村町平塚甲1899-10	平成27年1月20日
今田ひろのぶ後援会	小山隆	木村勉	宮崎市佐土原町上田島4055番地	平成27年1月20日
倫優会	米良格	白石隆一	東臼杵郡門川町大字門川尾末4870番地	平成27年1月21日
じんけいすけ後援会	陣圭介	陣菊代	西諸県郡高原町大字西麓934-9	平成27年1月21日
岩見まさのり後援会	岩見優則	岩見絵奈	宮崎市広島1-3-12-1F	平成27年1月23日
宮崎維新の会	岩見優則	岩見絵奈	宮崎市大塚町天神後2722-8	平成27年1月23日
朝倉ゆりこ後援会	春田研一	朝倉百合子	宮崎市本郷北方2653-37	平成27年1月26日
上沖篤史後援会	宮永征昭	上沖実穂	宮崎市高岡町浦之名2732-8	平成27年1月26日
宮崎の宝をつなぐ友の会	井藤友昭	小畑佳奈子	宮崎市加江田6411番地	平成27年1月27日
かい政治後援会	甲斐政治	甲斐政明	児湯郡木城町大字椎木4705番地	平成27年1月28日

2 異動届

○政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党宮崎県たばこ販売支部	落合恵一	代表者	落合恵一	渡邊正司	平成26年5月1日
民主党宮崎県第1区総	田口雄二	国会議員関係政治団体の	法第19条の7第1項第2	国会議員関係政治団体に	平成26年

第1項及び第17条第1項の規定により、政党その他の政治団体から設立、異動及び解散の届出があったので、同法第7条の2第1項及び第17条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年9月10日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後藤仁俊

支部		区分	号に係る国会議員関係政治団体	外の政治団体	12月1日
			国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	平成26年12月26日
自由民主党宮崎県参議院選挙区第二支部	長 峯 誠	会 計 責 任 者	橋 本 浩 二	坂 元 良 之	平成27年1月20日

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
九州南部たばこ販売政治連盟宮崎支部	落 合 恵 一	代 表 者	落 合 恵 一	渡 邊 正 司	平成26年5月1日
		会 計 責 任 者	矢 野 直 幸	鬼 束 孝 仁	
中川義行後援会	河 崎 實	代 表 者	河 崎 實	新 川 政 弘	平成26年12月20日
高野良文後援会	中 山 南 一	代 表 者	中 山 南 一	永 井 一 世	平成27年1月5日
さとう誠後援会	佐 藤 幾 雄	会 計 責 任 者	佐 藤 光 倫	佐 藤 康 史	平成27年1月8日
おおうら竹光後援会	外 村 治 雄	代 表 者	外 村 治 雄	上 ノ 蘭 辰 男	平成27年1月14日
松元しげはる後援会	梅 木 和 秋	代 表 者	梅 木 和 秋	福 永 昇	平成27年1月26日
黒木健二後援会	中 島 弘 明	会 計 責 任 者	甲 斐 若 治	三 浦 護	平成27年1月30日
健風会	黒 木 健 二	会 計 責 任 者	甲 斐 若 治	三 浦 護	平成27年1月30日

3 解散届

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
くろきあきみつ後援会	甲 斐 昌 一 郎	黒 木 美 幸	日向市浜町3丁目29番地	平成26年12月28日
新風日向	黒 木 紹 光	黒 木 美 幸	日向市浜町3丁目29番地	平成26年12月28日

宮崎県選挙管理委員会告示第41号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、解散した政治団体の代表者及び会計責任者から提出された収入及び支出に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

平成27年9月10日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

(その他の政治団体)

政治団体の名称 くろきあきみつ後援会

報告年月日 平成27年1月23日

(平成26年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 新風日向

報告年月日 平成27年1月23日

(平成26年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

宮崎県選挙管理委員会告示第42号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定により、資金管理団体の指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年9月10日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

1 指定届

○その他の政治団体

届出者 (代表者)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
岩 見 優 則	宮崎県議会議員	宮崎維新の会	宮崎市大塚町天神後2722-8	平成27年1月23日

宮崎県選挙管理委員会告示第43号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成27年8月31日現在次のとおりである。

平成27年9月10日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,399人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 214,993人

宮崎県選挙管理委員会告示第44号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成27年8月31日現在次のとおりである。

平成27年9月10日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

児湯郡選挙区 19,588人

--	--